

教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用）

広島市 福祉事務所長

提出日	令和 年 月 日
-----	----------

教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。申請保護者以外の者に関することについては、その者の同意を得て、記入・提出しました。なお、申請後、提出した書類の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を届け出ます。

また、この申請（届出）において、次のことに同意します。

・教育・保育給付認定、利用者負担額の決定をするため、福祉事務所長が必要と認める場合に、私と私の属する世帯員（この申請書に記載されている者）に関する市民税課税状況を課税資料により確認されること、生活保護、ひとり親家庭等医療費補助、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害年金、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。

・生計を一にしているが住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、その世帯全員の市民税課税状況を課税資料により確認されること、生活保護、ひとり親家庭等医療費補助、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害年金、児童手当、児童扶養手当の受給状況等に関する情報を関係機関に確認されること。

申請保護者 (認定を受ける保護者)	住所(〒 -) 電話番号 自宅(- -) 連絡先(父)携帯(- -) (母)携帯(- -)
	広島市 区 大字 町 丁目 番 号 ふりがな 氏名
生計を一にする 別世帯の世帯主 (代表者)	住所(〒 -) 電話番号 自宅(- -) 携帯(- -)
	広島市 区 大字 町 丁目 番 号 ふりがな 氏名

※裏面参照

(ふりがな) 氏 名		続柄	生年月日	性別	利用施設名		
こども 申請		本人	令和 ・ ・	男・女			
家族 の 状 況 (注1)		(申請保護者)	大正・昭和・平成・令和	きょうだい等の状況 (申請こどもの入園時点の状況を記入)			
				同居・別居 の別	学年	施設名・学校名等	
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
			大正・昭和・平成・令和 ・ ・	同居・別居			
(注2)【申請保護者】 年1月1日の住所地			☐ 広島市 ☐ その他()				
(注2)【申請保護者の配偶者】 年1月1日の住所地			☐ 広島市 ☐ その他()				
該当有無	(注3) 配偶者	有・無	(注4) 在宅障害者	有・無	(注5) 生活保護	有(年 月 日から)・無	
保育必要量	いずれかに○をしてください。 保育標準時間認定 ・ 保育短時間認定		認定希望 期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			

(注1) 同居の家族全員を記入してください。また、生計を一にする別居のきょうだい、養子等も年齢にかかわらず記入してください。

(注2) 1月～8月の入園については、入園の前年1月1日についてご記入ください。
9月～12月の入園については、入園の当年1月1日についてご記入ください。
事業所内保育施設(従業員枠)に入所を希望される方で、前年(当年)1月1日現在、広島市以外に居住されている場合は、該当年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類の添付が必要です。(詳細裏面参照)

(注3) 配偶者 無の場合…遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、戸籍全部事項証明書の写しなど、そのことが確認できる書類を添付してください。
(世帯状況を確認するため。また、市民税額によって利用者負担額が軽減される場合があるため。)

(注4) 在宅障害者(児)のいる世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書の写しなど、そのことが確認できる書類を添付してください。(市民税額によって利用者負担額が軽減される場合があるため。)

(注5) 生活保護世帯…生活保護被保護者証明書の写し等を添付してください。
(利用者負担額が免除される場合があるため。)

広島市受付

教育・保育給付認定申請書(2・3号認定用)提出に当たっての注意事項

- 1 この申請書は、申請することも1人につき1枚ずつ提出してください。その世帯から2人以上のこどもが同時に申請を行う場合は、それぞれのこどもにつき1枚の用紙を用いてください。
- 2 認定期間が年度を超える場合は、毎年度、世帯状況を確認するための書類等を提出してください。
- 3 偽りの申請をした場合は、認定を取り消すことがあります。

「生計を一にする別世帯の世帯主(代表者)」の記入内容

「同居しているが住民票を別にしている祖父母等」「単身赴任等で別居している父もしくは母」などについて記入してください。該当がない場合は記入不要です。

※父母の市町村民税が非課税などの場合、同居している祖父母の市町村民税額で利用者負担額を算定する場合があります。

申請書に添付する書類

事由	証明するための書類
就労	就労証明書 ※1か月間で48時間以上就労していること
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページの写し)
疾病、障害等	医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
介護、看護	介護・看護申立書及び介護・看護を受ける方の診断書の写しなど
災害復旧	申立書(り災証明書がある場合は証明書の写し等)
求職活動	求職活動状況申立書
就学	在学証明書の写しなど
虐待・DV	配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書の写しなど

- ※ 父母それぞれの人ごとに必要です。
- ※ このほかにも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。
また証明書の内容によっては、保育が必要であると認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 世帯状況(ひとり親世帯)を確認するための書類
…遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、戸籍全部事項証明書の写しなど、
そのことが確認できる書類を添付 してください。
- ※ 就労証明書、介護・看護申立書、求職活動状況申立書の様式は、市ホームページに掲載しています。

(事業所内保育施設(従業員枠)の入所を希望される方のみ) 利用者負担額算定のために添付が必要な書類

申請こどもと同一生計の父母及び同居の祖父母等につき、それぞれの人ごとに必要です。なお、同一生計とは、原則として同一の住居に居住し、生計を共にしている場合です。

※ 広島市で該当年度の市民税が課税されている場合は、広島市に課税情報があるため、市民税額の確認に同意される場合は、市町村民税の税額が確認できるものの提出は不要です。

※ 広島市以外で該当年度の市町村民税が課税されている場合は、以下のア～エのいずれかの書類が必要です。

ア	会社員(特別徴収)の方	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書の写し
イ	個人事業主の方	市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書の写し
ウ	ア・イの書類を紛失した方、非課税の方	市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書(課税証明書・納税証明書)
エ	海外在住であったため、ア～ウの書類がない方	前年(前々年)1月～12月の1年間の所得を証明する書類

- ※ 4～8月は前年度、9月～3月は当年度の市町村民税により、利用者負担額が決定されます。
- ※ このほかにも、必要に応じて書類の提出等をお願いする場合があります。

個人情報の取扱いに関する確認事項

- 1 収集した情報の取扱
認定に関して収集した情報については、利用目的の範囲でのみ使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合及び本人の同意を得た場合を除き、第三者には提供いたしません。
- 2 利用目的
収集した情報の利用目的は以下のとおりです。
- Ⅰ 認定の事務
- Ⅱ 利用者負担額の決定
- Ⅲ 施設の教育・保育の実施の事務及びそれに必要な情報の提供
(例)認定申請書の「申請保護者」・「申請児童」・「家族の状況」欄に記載された内容及び通知書番号、認定期間

*施設記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	入園(予定)日	令和 年 月 日入園(予定)
施設名			
備考			

この申請書は広島市居住者用です。保護者から申請書を受領した施設におかれましては、上記を記入の上、広島市が指定する提出先に提出していただきますようお願いいたします。

*広島市記載欄

支給認定証番号		認定日	令和 年 月 日
入所施設名(施設記載欄と異なる場合)		認定不可の場合 その理由	
認定希望期間	令和 年 月 日 から	☐ 令和 年 月 日 ☐ 就学前	まで